

作成日：2020年1月17日  
改訂日：2023年12月25日

## 安全データシート (SDS)

### 1 製品及び会社情報

化学品の名称	
製品名	ベルティッシュン N (本体)
会社情報	
会社名	三昭紙業株式会社
担当部署	品質保証部
住所	高知県土佐市北地 2424-7
電話番号	088-854-0521
FAX 番号	088-852-2170
電子メールアドレス	honsa-hinkan@sanshoshigyo.jp
緊急連絡電話番号	088-854-0521

### 2 危険有害性の要約

#### GHS 分類 (含侵薬液)

##### 物理化学的危険性

可燃性液体	: 分類できない
自然発火性液体	: 分類できない

##### 健康に対する有害性

急性毒性 (経口)	: 分類できない
急性毒性 (経皮)	: 分類できない
皮膚腐食性・刺激性	: 分類できない
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	: 区分 2
発がん性	: 区分 1 A
生殖毒性	: 区分 1 A
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 区分 3 (気道刺激性)
	: 区分 3 (麻酔作用)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: 区分 1 (肝臓)
	: 区分 2 (中枢神経系)

##### 環境に対する有害性

水生環境有害性 短期 (急性)	: 分類できない
水生環境有害性 長期 (慢性)	: 分類できない

※上記で記載の無い危険有害性は、分類対象外又は分類できない

#### GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル :



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報 : 強い眼刺激  
呼吸器への刺激のおそれ  
眠気又はめまいのおそれ  
発がんのおそれ  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
長期にわたる又は反復ばく露による肝臓の障害  
長期にわたる又は反復ばく露による中枢神経系の障害のおそれ

注意書き : 【安全対策】  
使用前に取扱説明書を入手すること  
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。  
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。  
【応急措置】  
「4.応急措置」を参照  
【保管】  
「7.取扱い及び保管上の注意」を参照  
【廃棄】  
「13.廃棄上の注意」を参照

---

### 3 組成及び成分情報

---

化学物質・混合物の区別 : 混合物 不織布 (レーヨン、パルプ)、含浸薬液

#### 組成及び成分情報

化学名又は一般名	CAS 番号	官報公示整理番号	含有量 (%)
エタノール	64-17-5	2-202	50.0
水	7732-18-5	—	44.75
BG	107-88-0	(2)-235	5.0
エチルパラベン	120-47-8	3-1585	0.1
プロピルパラベン	94-13-3	3-1585	0.1
香料	—	—	0.05

---

### 4 応急措置

---

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。症状が続く場合には、医師の手当を受けること。  
皮膚に付着した場合 : 皮膚への刺激や不快感が続く場合は、速やかに洗浄すること。症状が続く場合は、医師の手当を受けること。  
目に入った場合 : 豊富な清浄水で最低 15 分間目を洗浄し、速やかに眼科医の手当を受けること。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外して洗浄すること。  
飲み込んだ場合 : 不織布による窒息に気を付け、吐き出させた後、速やかに口をすすぐこと。異常がある場合は、医師の手当を受けること。

---

### 5 火災時の措置

---

消火剤 : 大量の水噴霧、耐アルコール性泡消火剤、粉末消火剤

使ってはならない消火剤 : 情報なし  
消火方法 : 周辺火災の場合、周辺の設備などに散水して冷却する。危険でなければ火災区域から製品を移動する。移動不可能な場合は製品及び周辺に散水して冷却する。  
消火を行う者の保護 : 消化は風上から行い、蒸気、煙の吸入を避ける。消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服（耐熱服）を着用する。

---

## 6 漏出時の措置

---

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 特記事項なし。  
環境に対する注意事項 : 河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。  
封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 含浸液が漏出した場合、ウエス等で拭き取る。

---

## 7 取扱い及び保管上の注意

---

取扱い  
技術的対策 : データなし。  
安全取扱注意事項 : 水性塗料・ニス・ラッカー等で塗装している製品や、金属製品・スチロールやアクリル等のプラスチック製品・革製品・木製品・壁紙等への使用に際しては目立たない箇所でテストし、変色・変質がないか確かめてから使用すること。拡大鏡、メガネ、カメラ等のレンズや液晶画面、パソコン・テレビの画面等には使用しないこと。人体への使用はしないこと。アルコール過敏症の方は使用しないこと。乾燥を避けるため使用後はフタをしめること。目の回り、粘膜及び創傷面には使用しないこと。おしりふきに使用しないこと。

保管  
安全な保管条件 : 「10.安定性及び反応性」を参照。直射日光や高温、火気を避けること。換気の良い冷暗所で保管すること。乳幼児の手の届かないところに保管すること。

---

## 8 ばく露防止及び保護措置

---

管理濃度 : 設定されていない  
許容濃度 : (製品データ) 設定されていない  
(成分のデータ) ACGIH TWA 1000ppm (1880mg/m<sup>3</sup>) (エタノール)  
保護具 : 特に必要としない。

---

## 9 物理的及び化学的性質

---

外観 : ロール状に巻き加工された不織布に薬液が含浸されている。  
臭い : 特異臭を有する。  
pH : 0.922 (含侵薬液)  
溶解性 : 不織布は水に溶解しない。

---

## 10 安定性及び反応性

化学的安定性 : 通常の取扱い条件下では安定である。  
危険有害反応可能性 : 通常取扱い条件下では危険有害反応を起こさない。  
避けるべき条件 : 直射日光、高温  
混触危険物質 : 情報なし

## 11 有害性情報

製品の有害性情報 : 情報なし

成分の有害性情報

【エタノールに関する情報】

急性毒性

経口 「区分に該当しない(旧区分外)」  
ラットのLD50値=6,200 mg/kg、11,500 mg/kg、17,800 mg/kg、13,700 mg/kg (PATTY (6th, 2012) )、15,010 mg/kg、7,000-11,000 mg/kg (SIDS (2005) ) はすべて区分に該当しない(としている)。

経皮 「区分に該当しない(旧区分外)」  
ウサギのLDLo= 20,000 mg/kg (SIDS (2005) ) に基づき区分に該当しないとした。

吸入 (蒸気) 「区分に該当しない(旧区分外)」  
ラットのLC50=63,000 ppmV (DFGOT vol.12 (1999) )、66,280 ppmV (124.7 mg/L) (SIDS (2005) )  
のいずれも区分に該当しないに該当する。なお、被験物質の濃度は飽和蒸気圧濃度、78,026 ppmV (147.1 mg/L) の90% [70,223 ppmV (132.4 mg/L) ]より低い値であることから、ppmV を単位とする基準値を用いた。

吸入 (ミスト) 「分類できない」  
データ不足のため

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

「区分に該当しない(旧区分外)」  
ウサギに4時間ばく露した試験 (OECD TG 404) において、適用1および24時間後の紅斑の平均スコアが1.0、その他の時点では紅斑及び浮腫の平均スコアは全て0.0であり、「刺激性なし」の評価 (SIDS (2009) ) に基づき分類した。

眼に対する重篤な損傷性

又は眼刺激性

「区分2B」  
ウサギを用いた2つのDraize試験 (OECD TG 405) において、中等度の刺激性と評価されている (SIDS (2005) )。このうち、1つの試験では、所見として角膜混濁、虹彩炎、結膜発赤、結膜浮腫がみられ、第1日の平均スコアが角膜混濁で1以上、結膜発赤で2以上であり、かつほとんどの所

見が7日以内に回復した (ECETOC TR 48 (2) (1998) ) ことに基づき分類した。

呼吸器感作性

「分類できない」  
データ不足のため

皮膚感作性

「分類できない」  
データ不足のため

生殖細胞変異原性

「分類できない」  
in vivo、in vitroの陰性結果あるいは陰性評価がされており、分類ガイダンスの改訂により「区分外」が選択できないため、「分類できない」とした。

発がん性

「分類できない」  
以下により、吸入ばく露によるデータが不足しているため、「分類できない」とした。  
日本産業衛生学会の「許容濃度等の勧告 (2015) 」においてエタノールは対象とされていない。ACGIH (2009) は、エタノールを経口投与による動物実験のデータに基づいてA3 (動物実験では発がん性が確認されたが、ヒトにおける発がん性が示唆されない物質) に分類しており、さらにヒトに対しては不明であるとの但し書きがあり、NIOSH (米国) (2015) の評価ではA4 (データ不足等により、ヒトに対する発がん性については評価できない物質) (ACGIH(2004)) である。また、エタノールはCLP (EU) では「Notclassified」、EPA(米国)では「Not listed」となっている。なお、IARC (2010) はアルコール性飲料及びアルコール性飲料中のエタノールをグループ1 (ヒトに発がん性がある) に、NTP (米国毒性計画) (2014) はアルコール性飲料を「known (ヒトの発がん性物質として知られている)」に分類しているが、いずれもヒトにおけるアルコール性飲料の嗜好的習慣的摂取のデータに基づいている。

生殖毒性

「区分1A」  
以下により、「区分1A」とした  
ヒトでは出生前にエタノールを摂取すると新生児に胎児性アルコール症候群と称される先天性の奇形を生じることが知られている。奇形には小頭症、短い眼瞼裂、関節、四肢及び心臓の異常、発達期における行動及び認知機能障害が含まれる (PATTY (6th, 2012) )。なお、胎児性アルコール症候群は妊娠期に大量かつ慢性的にアルコールを飲んだアルコール依存症の女性と関連している。産業的な経口、経皮、吸入ばく露による胎児性アルコール症候群の報告はない。

特定標的臓器毒性  
(単回曝露)

「区分3 (気道刺激性、麻酔作用) 」  
以下により、区分3 (気道刺激性、麻酔作用) とした。

ヒトの吸入ばく露により眼及び気道への刺激症状が報告されている (PATTY (6th, 2012))。血中エタノール濃度の上昇に伴い、軽度の中毒 (筋協調運動低下、気分、性格、行動の変化から中等度の中毒 (視覚障害、感覚麻痺、反応時間遅延、言語障害)、さらに重度の中毒症状 (嘔吐、嗜眠、低体温、低血糖、呼吸抑制など) を生じる。と記述されている (PATTY (6th, 2012))。ヒトに加えて実験動物でも中枢神経系の抑制症状がみられている (SIDS (2005))。

特定標的臓器毒性  
(反復曝露)

「区分1 (肝臓)」、「区分2 (中枢神経系)」

ヒトでのアルコールの長期大量摂取はほとんど全ての臓器に悪影響を及ぼすが、最も強い影響を与える標的臓器は肝臓であり、障害は脂肪変性に始まり、壊死と線維化の段階を経て肝硬変に進行する (DFGOT vol. 12 (1999)) との記載があり、区分1 (肝臓) とした。

また、アルコール乱用及び依存症患者の治療として、米国FDAは3種類の治療薬を承認しているとの記述がある (HSDB (Access on June 2013)) ことから、「区分2 (中枢神経系)」とした。

誤えん有害性

「分類できない」  
データ不足のため

水生環境有害性 短期(急性)

「区分に該当しない(旧区分外)」

藻類 (クロレラ) の96時間EC50 = 1000 mg/L (SIDS, 2005)、甲殻類 (オオミジンコ) の48時間EC50 = 5463 mg/L (ECETOC TR 91 2003)、魚類 (ニジマス) の96時間LC50 = 11200 ppm (SIDS, 2005) より、藻類、甲殻類及び魚類において100 mg/Lで急性毒性が報告されていない。

水生環境有害性 長期(慢性)

「区分に該当しない(旧区分外)」

慢性毒性データを用いた場合、急速分解性があり (BODによる分解度: 89% (既存点検, 1993))、甲殻類 (ニセネコゼミジンコ属の一種) の10日間NOEC = 9.6 mg/L (SIDS, 2005) であることから、区分外となる。慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、藻類、魚類ともに急性毒性が区分外相当であり、難水溶性ではない (miscible、ICSC, 2000)。

オゾン層への有害性

「分類できない」  
当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。

残留性・分解性

情報なし

生態蓄積性

情報なし

土壌中の移動性

情報なし

その他の成分については有害性の情報なし

---

## 12 環境影響情報

---

水生環境有毒性（急性） : 情報なし  
水生環境有毒性（長期間） : 情報なし

---

## 13 廃棄上の注意

---

残余廃棄物 : 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理すること。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託すること。

汚染容器及び包装 : 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行うこと。

---

## 14 輸送上の注意

---

国際規制  
国連番号 : 該当しない  
海洋汚染物質 : 該当しない

国内規制  
陸上規制情報 : 道路法の規定に従う  
海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う  
航空規制情報 : 航空法の規定に従う

---

## 15 適用法令

---

労働安全衛生法 : エタノール、香料  
危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号の4の3）  
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9の61）  
名称を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号・別表第9の61）

化管法（PRTR法）：プロピルパラベン  
化管法第二種指定化学物質  
管理番号 794  
政令番号 2-085  
物質名 4-ヒドロキシ安息香酸プロピル

毒物及び劇物取締法：該当しない

---

## 16 その他の情報

---

本安全データシート（SDS）は、現時点で入手できる資料、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。また、SDS中の注意事項は通常取り扱いを対象

にしたものです。製品使用者が特殊な扱いをされる場合は用途、使用法に適した安全対策を実施の上、製品を使用してください。

また、弊社は、SDS 記載内容について注意を払っていますが、その内容を保証するものではありません。

#### 参考文献

- 1) 原料供給元安全データシート
- 2) GHS 分類結果データベース、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ  
[http://www.safe.nite.go.jp/ghs/ghs\\_index.html](http://www.safe.nite.go.jp/ghs/ghs_index.html)
- 3) 事業者向け GHS 分類ガイダンス（平成 25 年度改訂版（Ver. 1.1））